

第 138 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 令和 3 年 2 月 24 日（水） 正午～

場 所 オンライン会議

議 案

第 1 号議案 令和 3 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第 2 号議案 定款変更（案）について

第 3 号議案 臨時総会の開催（案）について

その他〔報告事項〕

以 上

令和3年度事業計画（案）

1. 総合取引所体制下での会員の円滑な事業展開に向けた取組

会員のほとんどが商先法・金商法の双方にまたがって事業展開することを踏まえて以下の取組みを行う。

(1) 課題の抽出・整理

東京商品取引所・大阪堂島商品取引所、大阪取引所（JPX）に係る商品先物取引を取扱う会員企業の課題の抽出・整理、関係機関への情報提供

(2) 意見具申

会員から収集した意見に基づき課題を整理し、必要に応じて関係諸機関に対し意見具申を行う。

(3) 意見聴取・意見交換

必要に応じて関係諸機関と会員との意見交換の場の設定を行う。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組（継続）

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

税制改正大綱（令和2年12月10日公表）において、「時価評価課税の有効性や課題」という文言が盛り込まれたことから、令和3年度は特に損益通算の実現と時価評価課税のバランスについて会員の意見を踏まえて対応していく。

3. 協会ホームページを通じた各種情報の発信（継続）

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- (1) コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- (2) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- (3) コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
- (4) 出来高、取組高推移等の統計情報

以上

令和3年度収支予算

日本商品先物振興協会

(収入の部)

科 目	R3年度 予算額	R2年度 予算額	R2年度 決算見込額	摘 要
	千円	千円	千円	
受取利息・雑収入	50	50	89	先物取引解説書印税、パンフレット等頒布代金、預金利子等
運営準備預金取崩収入	26,000	29,000	23,000	
当期収入合計	26,050	29,050	23,089	
前期繰越収支差額	801	489	838	
収入合計	26,851	29,539	23,927	

(支出の部)

科 目	R3年度 予算額	R2年度 予算額	R2年度 決算見込額	摘 要
	千円	千円	千円	
経常的支出	21,205	23,893	18,480	
1. 制度改善推進事業費	2,177	2,115	873	〔商品取引制度の改善及び会員の経営改善に資するための企画立案事業に必要な経費〕
制度改善検討費	997	927	278	諸会議運営費、会議資料作成費
市場活性化検討費	1,181	1,188	595	市場活性化検討に係る資料購入等の費用
2. 企画調査事業費	1,914	3,784	1,347	〔商品取引全般に係る研究調査及び統計資料等の作成・分析に必要な経費〕
統計資料作成費	910	2,560	356	税制要望調査委託費、委託者アンケート調査費等
制度調査研究費	872	1,026	862	税制要望資料印刷費、データ処理関連費等
調査資料購入費	132	198	129	資料購入費
3. 協会情報発信費	4,054	4,938	3,460	〔本会の取組を広く発信するために必要な経費〕
情報発信実施費	2,734	2,734	2,401	ホームページ運営・保守費、税制パンフ改定費等
協会事業推進費	1,320	1,520	617	商品先物取引業への理解促進費等
通信費	156	156	142	会員及び諸機関との通信費
図書印刷費	77	77	130	事業報告書等印刷費
設備設置維持費	311	451	170	会議システム等維持費
4. 事務所賃料等	539	535	537	〔事務所賃借料等〕
5. 役職員人件費	12,521	12,521	12,263	〔協会役職員人件費〕
給与費等	10,960	10,960	10,816	役職員給与・交通費
社会保険料等	1,561	1,561	1,447	社会保険事業主負担等
非経常的支出	5,646	5,646	4,646	
1. 退職給付引当預金繰入支出	4,646	4,646	4,646	役員退職給付引当金繰入
2. 予備費	1,000	1,000	0	緊急・臨時的支出
支出合計	26,851	29,539	23,126	

令和2年度 収支決算見積

(令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日)

単位：千円（消費税込み）

科 目	予算額	4～1月 実績額	2～3月 見込額	決算 見込額	予算対比	執行率 見込
【収入の部】						
受取利息・雑収入	50	84	5	89	▲ 39	178.0
運営準備預金取崩収入	29,000	20,000	3,000	23,000	6,000	79.3
前期繰越収支差額	489	838	0	838	▲ 349	171.4
収入合計(A)	29,539	20,922	3,005	23,927	5,612	81.0
【支出の部】						
経常的支出 ①	23,893	15,383	3,097	18,480	5,413	77.3
1. 制度改善事業費	2,115	368	505	873	1,242	41.3
制度改善検討費	927	148	130	278	649	30.0
委員会等運営費	66	0	0	0	66	0.0
理事会等招集費	348	140	40	180	168	51.7
事務連絡旅費	67	0	0	0	67	0.0
諸会議開催費	235	5	90	95	140	40.4
諸会議資料作成費	211	3	0	3	208	1.4
市場活性化検討費	1,188	220	375	595	593	50.1
2. 企画調査事業費	3,784	1,054	293	1,347	2,437	35.6
統計資料作成費	2,560	236	120	356	2,204	13.9
制度調査研究費	1,026	729	133	862	164	84.0
制度調査費	154	75	0	75	79	48.7
データ処理関連費	872	654	133	787	85	90.3
調査資料購入費	198	89	40	129	69	65.2
3. 協会情報発信費	4,938	3,286	174	3,460	1,478	70.1
情報発信実施費	2,734	2,350	51	2,401	333	87.8
協会WEBサイト維持費	1,963	1,842	51	1,893	70	96.4
パンフレット等作成費	83	1	0	1	82	1.2
新聞・雑誌広告実施費	688	507	0	507	181	73.7
協会事業推進費	1,520	539	78	617	903	40.6
通 信 費	156	112	30	142	14	91.0
図 書 印 刷 費	77	130	0	130	▲ 53	168.8
設備設置維持費	451	155	15	170	281	37.7
4. 事務所賃料等	535	464	73	537	▲ 2	100.4
5. 役職員人件費	12,521	10,211	2,052	12,263	258	97.9
役職員給与費	10,960	8,996	1,820	10,816	144	98.7
社会保険料等	1,561	1,215	232	1,447	114	92.7
非経常的支出 ②	5,646	0	4,646	4,646	1,000	82.3
1. 退職給付引当預金繰入支出	4,646	0	4,646	4,646	0	100.0
2. 予 備 費	1,000	0	0	0	1,000	0.0
支出総合計(B) ①+②	29,539	15,383	7,743	23,126	6,413	78.3
次期繰越収支差額(A)-(B)				801		

予算対比の正の値は収入減・支出減、△印は収入増・支出増を示す。

本会定款の改正（案）について

1. 改正の趣旨

総合取引所発足により大阪取引所（OSE）に開設された商品関連市場デリバティブ取引を取扱うために、それまで商先業のうち国内商品市場取引に従事していた会員のほとんどが、金融商品取引業の登録を受けた。

他方、日本証券業協会ではOSEの商品関連市場デリバティブ取引に関して業の振興や建議要望に取り組む意向はない旨を表明しており、同協会が作成した整理表を見ても商品先物取引・商品関連市場デリバティブ取引に係る業界団体として本会を想定していることが窺えるところである（別紙1参照）。

そのような環境下、今後、会員の中には各種の情勢判断の結果、商品先物取引業の取扱いを廃止し（＝商先業者資格を廃止し）、金融商品取引業に専従する旨の意思決定をする社が出てくることも十分に考えられるが、商先業を廃止した場合、本会の会員たる要件は定款の定めにより「商先業者であること」とされているため、本会からは自動的に脱退となる。

実際、商先業を廃止して金商業に専従することを検討している会員から、「仮に商先業を廃止した場合、会員としては当然脱退になるが、準会員へと会員種別を変更して先物協会に残ることはできないか」との打診があったところである。

このような状況を踏まえ、本会としても、商品先物取引（商先法）・商品関連市場デリバティブ取引（金商法）の両法にまたがって、業の振興・建議要望を行う業界団体であることを明確化することが会員の利便性の観点、社会からの要請に対応する観点から必要と考えられるため、以下の定款改正案についてお諮りする次第である。

2. 定款改正（案）に係る新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第3条 本会は、時代の要請に即応した商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に規定	(目的) 第3条 本会は、時代の要請に即応した商品デリバティブ取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第15項に規定

改正案	現行
<p>するものまたは、<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第二十五号、以下「<u>金商法</u>」という。）第2条第8項第1号に<u>規定するもの</u>をいう。以下同じ。）に関する制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品デリバティブ取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品デリバティブ取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（会員の資格）</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する商品先物取引業者又は<u>金融商品取引業者</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>この定款の変更は、令和3年3月18日から施行する。</u></p> <p><u>*改正条文：第3条及び第5条を改正。</u></p>	<p>するものをいう。以下同じ。）に関する制度を整備するため、必要に応じて政府等に建議、要望を行うとともに、商品デリバティブ取引の正しい理解とその普及並びに信用の保持に努め、もって商品デリバティブ取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（会員の資格）</p> <p>第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する商品先物取引業者とする。</p>

以上

**有価証券関連
 デリバティブ取引**

**FX
 (外国為替証拠金取引)**

商品先物取引

取引所

OSE
 (大阪取引所)
 ※日本取引所グループ

TFX
 (東京金融取引所)

TOCOM
 (東京商品取引所)
 ※日本取引所グループ

OSE
 (大阪取引所)
 ※日本取引所グループ

大阪堂島商品取引所

自主規制
 団体
 ・
 業界団体

日本証券業協会
 (業界団体・自主規制団体)

金融先物取引業協会
 (自主規制団体)

日本商品先物取引協会
 (自主規制団体)

日本商品先物振興協会
 (業界団体)

業者

証券会社

FX専業業者

商品先物専業業者

省庁

金融庁

経済産業省

農林水産省

臨時総会の開催（案）について

- 日 時 令和3年3月18日（木） 午後3時30分頃～
(他団体の総会に続いて開催いたします。)
- 場 所 (株)東京商品取引所 地下1階 セミナールーム
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7
- 議 案
- 第1号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 第2号議案 定款改正（案）について

以 上

先物協会の取組課題について

令和 3 年 2 月 24 日

1. 税制改正要望関係

(1) 関係者間での意見交換

税制改正大綱（令和 2 年 12 月 10 日公表）において、「時価評価課税の有効性や課題を始めとして（中略）租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を（中略）関係者の理解を得つつ、早期に検討する」という文言が盛り込まれたことに対応して、デリバティブ取引関係団体と当局により 2 月から 7 回に渡って WEB 会議方式にて意見交換会を開催予定。

（各会合の議題、出席者並びに第 1 回会合の資料については別紙参照）

(2) アンケート調査

全委託者一律強制の時価評価と引き換えに株式との損益通算を可能とする所得税法改正への賛否について、以下のアンケートを実施する。

なお、設問の作成に際しては、金融庁等税制要望当局と緊密に連絡・調整する。

① 対会員アンケート

② 対委託者アンケート

(3) 第 1 回会合の要旨

金融庁：主税局は、時価評価課税について全顧客一律強制でないと損益通算を認めないとは、現時点では明言していない。

「口座開設時」、「一定期間ごと」等のタイミングで顧客が①「時価評価＋損益通算」、②「実現損益課税＋損益通算不可」のいずれかを選択する方が消滅したわけではない。

金融庁：日本のデリバティブ取引高ランキングが世界の取引所の中で低迷している原因が、個人所得に関する所得税法上の支援が不十分であるからだ、と主張していくためには、損益通算が実現したら個人の取引量が増大して、取引所の価格形成機能が強化されるということを客観的に立証していくことが必要。取引所・関係団体には協力をお願いしたい。

2. 総合取引所半年経過後の諸状況についてのアンケート

総合取引所での取引開始等、商品デリバティブ取引を巡るビジネス環境が大きく変化している。

この状況下における会員各社が有する諸課題を広く把握、抽出するためにアンケート調査を実施する。

調査項目としては以下の事項を想定。

- 総合取引所に関する現状認識（例：総合取引所が変わってからのビジネス環境をどう捉えているか？変わってよかった？今後のエネルギー商品の取扱いはいは？）
- お困りごと、心配事
- 当局等への要望

以上

金融所得課税の一体化に関する関係者会合の参加者

業界団体等

- ・ 日本証券業協会 政策本部 証券税制部長
石津 知則（いしづ ともりのり）
- ・ 日本商品先物振興協会 理事兼事務局長
谷口 太郎（たにぐち たろう）
- ・ 日本取引所グループ 総合企画部 企画統括役
松尾 琢己（まつお たくみ）
- ・ 東京金融取引所 常務執行役員リテール開発部長
山下 伸一（やました しんいち）
- ・ 大阪堂島商品取引所 営業企画部 総括部長
大房 弘憲（おおふさ ひろのり）
- ・ GMOクリック証券 顧問
高野 修次（たかの しゅうじ）
- ・ 外為どっとコム 経営本部長兼経理部長
前田 卓宏（まえだ たくひろ）

関係省庁

- ・ 経済産業省 商務・サービスグループ 商品市場整備室長
黒須 利彦（くろす としひこ）
- ・ 農林水産省 食料産業局 食品流通課 商品取引室長
渡邊 泰輔（わたなべ たいすけ）
- ・ 金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策課長
岡田 大（おかだ ひろし）
- ・ 同 総合政策監理官
柳沢 信高（やなぎさわ のぶたか）
- ・ 同 金融税制調整官
今井 利友（いまい としとも）

計 12 名

「金融所得課税の一体化に関する検討会」のスケジュール（案）

（各回の議題・日程）※第1回、第3回以外の予備日程は、翌営業日の同刻

- 第1回 「金融所得課税の一体化に関するこれまでの議論について」
【2月17日（水）14：00－15：00】
- 第2回 「諸外国におけるデリバティブ取引に関する税制の状況」
調整中
- 第3回 「損益通算の対象とするデリバティブ取引の範囲について」
【2月25日（木）14：00－15：00】（予備：2月25日（木）11：00－12：00）
- 第4回 「時価評価課税をはじめとした租税回避防止策について①」
【3月12日（金）14：00－15：00】
- 第5回 「時価評価課税をはじめとした租税回避防止策について②」
【3月26日（金）11：00－12：00】
- 第6回 「論点整理の取りまとめ①」
【4月16日（金）14：00－15：00】
- 第7回 「論点整理の取りまとめ②」
【4月27日（火）14：00－15：00】

（参考）時価評価課税の適用について（検討メモ）

1 全顧客強制適用

デリバティブ取引を行う顧客は、デリバティブ取引と現物取引との損益通算にかかわらず、時価評価課税が強制的に適用される。

2 入口選択制（選択的固定制）

デリバティブ取引を行う顧客は、現物取引との損益通算（＝時価評価課税の適用）を選択した場合、その後の変更を不可とする。

3 一定期間選択制

デリバティブ取引を行う顧客は、現物取引との損益通算（＝時価評価課税の適用）を選択した後、一定期間ごと（例えば5年ごと）に変更を可とする。

4 毎年選択制

デリバティブ取引を行う顧客は、毎年、現物取引との損益通算の可否（＝時価評価課税の適用有無）を選択することができる。

11月下旬段階における本件要望に対する財務省主税局の感触（未定稿：ヒアリングベース）

証券界の税制改正要望	財務省主税局の感触
<ul style="list-style-type: none">● 選択的時価評価課税について<ul style="list-style-type: none">→ デリバティブ取引に係る時価評価課税は、<u>租税回避行為の防止措置として、デリバティブ取引と現物取引との損益通算を行う場面にのみ適用</u>することとし、<u>損益通算の意思がない個人投資者は時価評価課税の対象外とする等、選択制を検討</u>すること	<ul style="list-style-type: none">● 実効性ある租税回避防止措置の観点から、<u>時価評価課税の選択制は認めない（強制時価評価課税）</u>● 強制時価評価課税は厳しい税制なので、関係者の納得が必要だが、現状、<u>全ての業界が納得していない</u><ul style="list-style-type: none">—— 商品先物専門・FX専門は損益通算すべき現物取引が存在しないため、メリットがない—— 損益通算可／不可のデリバティブ取引に分断され、システム等のコスト増● 強制時価評価課税の導入により<u>含み益に課税が行われることにより増税となる場合がある</u>が、そのデメリットにつき広く投資家等に説明が尽くされている状況にない● <u>時価評価課税という全く新しい証券税制を導入するには国民的な議論が必要</u>であり、本来は政府税調の場等で議論してもいいような案件であるところ、コロナ禍において、その時間がない（時間切れ）

本件要望が引き続き長期検討課題（二重△）とされた理由（未定稿：ヒアリングベース）

財務省主税局は、与党税制調査会において、次のような説明を行っていた模様。

- 時価評価課税は厳しい税制であり、関係者の納得が必要だが、現状、全ての関係者が納得していないのではないか（商品先物業界、金融先物業界）。
- 上場有価証券デリバティブ取引に絞って、損益通算を認めるとのことだが、その場合、現状、ひとまとめになっているデリバティブ取引につき、現物取引との損益通算が可能なもの／不可能なものに分断され、投資家等に混乱が生じるのではないかと。
- 強制時価評価課税の導入により、毎年確定申告が義務化されることに加え、含み益に課税が行われることにより増税となる場合があるが、それらのデメリットにつき広く投資家等に説明が尽くされている状況にない。
- 時価評価課税という全く新しい証券税制を導入するには国民的な議論が必要であるが、今年はコロナ禍において、その時間がない。本来は政府税調の場等で議論してもいいような案件である。
- 海外においてデリバティブ取引と現物取引との損益通算が認められている事例が少ない。例えば、ドイツでは、2020年に現物取引とデリバティブ取引との損益通算を停止する方針。
- 税源浸食の問題がある（インカムゲインから控除できるという意味での税収減。見合いの増収措置が必要。）。